

# 「医療費のお知らせ」について

農林水産省共済組合では、医療機関等から届く共済組合負担分の医療費の請求書（レセプト）に基づいて、みなさんご家族が組合員証で受診したときの医療費総額、本人負担額、還付金額などの明細を医療費全体の認識のため「医療費のお知らせ」として通知を行っています。

## ●「医療費のお知らせ」の注意事項

以下のとおり、実際の支払いと異なっている場合がありますので、お手持ちの領収書を確認のうえ、確定申告（医療費控除）の参考資料としてご使用ください。

- 12月受診分は含まれておりません。
- 11月受診分が高額療養費等の対象になっている場合は、2月下旬に給付される給付金の金額と一致していることをご確認ください。
- 1月～11月受診分についても、国家公務員共済組合連合会共同事業実施要領により産婦人科および精神科の受診分は除いており、それに関連している受診分は除かれていることもありますので、領収書をご確認ください。
- 高額療養費等が支払われていないのに共済組合からの補てん額（B）に金額が記載されている場合は、記載内容を修正してください。
- 船員組合員の方が船員療養補償対象の療養を受けた場合、窓口負担額が0円であっても加入者の支払額（A）は医療費総額の3割の金額となっております。

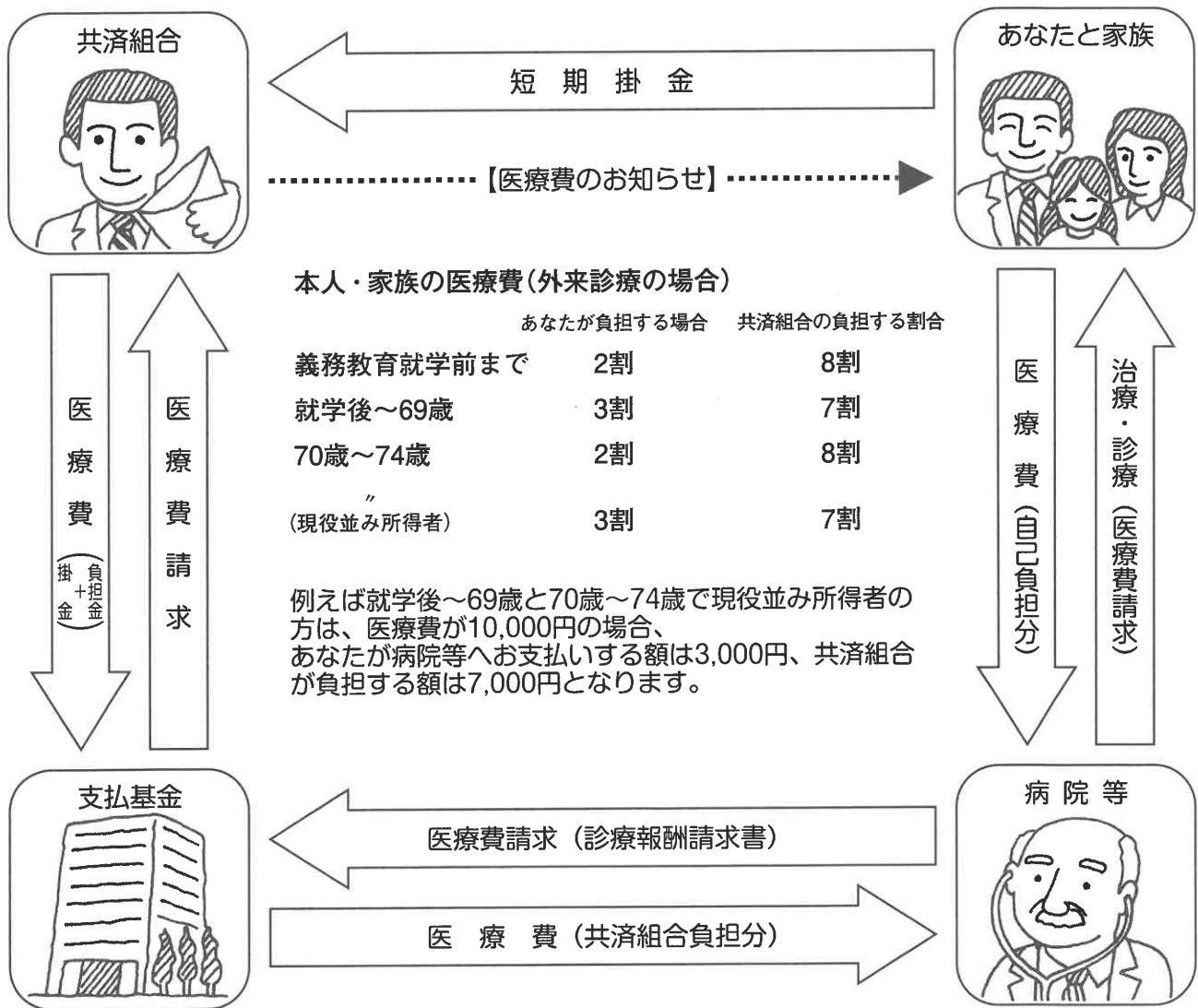
**※「医療費のお知らせ」に記載されているものは、農林水産省共済組合の組合員証（保険証）を使用して医療費を支払った分のみです。**

**※確定申告（医療費控除）の詳細については、国税庁にお問い合わせください。**

# 医療費のお知らせ

これは、あなたやご家族の方が病気やケガのために病院などに支払われた医療費がいくらであったかをご理解いただくために、特定の月に支払われた医療費の額について、お知らせするものです。

## 医療費のしくみ



※ジェネリック医薬品を利用しましょう！

ジェネリック医薬品の選択は、自己負担の軽減だけでなく、医療費全体の抑制にもつながります。

# 医療費のお知らせ

## 注意事項

実際の支払いと異なっている場合がありますので、  
お手持ちの領収書を確認のうえ、  
確定申告（医療費控除）の参考資料としてご使用ください。

レセプト記録を出力対象としております

股

農林水産省共済組合  
本省支部

療養を受けた方	続柄	療養年月	療養区分	療養日数	医療費の総額	加入者の支払額 (A)	共済組合からの補てん額 (B)		差引金額 (A-B)	病 院 等 名	備 考
							高額療養費	一部負担金 返戻金等			
		03 01	外来	1日	310,890 円	93,267 円	48,867 円	19,400 円	25,000 円		
		03 02	外来	2日	613,880 円	184,164 円	144,516 円	19,400 円	25,000 円		
		03 02	調剤	1日	15,840 円	4,752 円	-	-	-		
		03 03	外来	1日	310,890 円	93,267 円	48,867 円	19,400 円	25,000 円		
		03 04	外来	1日	298,160 円	89,448 円	45,048 円	19,400 円	25,000 円		
		03 05	外来	2日	589,310 円	176,793 円	135,708 円	19,400 円	25,000 円		
		03 05	調剤	1日	11,050 円	3,315 円	-	-	-		
		03 08	外来	1日	16,110 円	4,833 円	0 円	0 円	4,833 円		
		03 08	調剤	1日	10,910 円	3,273 円	0 円	0 円	3,273 円		
		03 11	外来	1日	12,560 円	3,768 円	0 円	0 円	3,768 円		
		03 11	調剤	1日	10,870 円	3,261 円	0 円	0 円	3,261 円		
		合計			2,200,470 円	660,141 円	423,006 円	97,000 円	140,135 円		
		以下、余白									

備考欄の説明

(※1) が合計行に記載されている場合、上記の共済組合から補てん額 (B) には合算高額療養費および合算療養費附加金が含まれています。  
(※2) が合計行に記載されている場合、上記の共済組合から補てん額 (B) 以外にも高額介護合算療養費や外来年間合算の高額療養費が共済組合から支給 (補てん) されている可能性があります。